

盛岡地方振興局長告示第 40 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 18 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102329	福祉用具貸与事業所まるごと盛岡営業所	盛岡市大新町 6 番 35 号アイビル 1F	平成 19 年 11 月 30 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102329	福祉用具貸与事業所まるごと盛岡営業所	盛岡市大新町 6 番 35 号アイビル 1F	平成 19 年 11 月 30 日